

1次審査の参加資格や提出書類等に関する質疑・回答書

質疑番号	資料	資料ページ番号	質 疑	回 答
1	募集要項	14～15	「Ⅲ. 4. (3)管理技術者の経験及び資格」で、「管理技術者は「(ア)同種業務実績(A)」に監理技術者として1件以上関わっていることが必要です。」とありますが、その条件を満たせば、同種業務実績の(B)又は類似業務実績(B)の実績は問われないと判断してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. セ」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (B)」に、「・・・、地上3階以上の内装及び外装の保存又は復元工事いずれかが伴う免震レトロフィットの建築物に・・・」とあります。設計図等からこの条件を満たす実績を判断するのは難しいと考えます。文化財以外の建物のレトロフィットの場合はこの条件に合わず、同種業務実績ではなく類似業務実績と判断されると考えてよろしいでしょうか。また、同種業務実績として資料提出した場合で同種業務実績として認められない場合は、類似業務実績として1次審査で評価されると考えてよろしいでしょうか。	募集要項Ⅱ.1.(1).セにおいて、類似業務の実績への配点はありません。 募集要項Ⅲ.4.(3).イ.(ア).(B)の要件に該当しない場合でも、同要項Ⅲ.4.(3).イ.(イ).(B)の要件に該当する場合は類似業務として配点されます。この場合、同種業務として提出した業務であっても、類似業務として配点します。
3	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. セ」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (B)」に、「・・・、地上3階以上の内装及び外装の保存又は復元工事いずれかが伴う免震レトロフィットの建築物に・・・」とあります。昭和42年竣工の歴史的建造物を保存する意味合いで、内装及び外装を手を掛けずに施工した免震レトロフィットは保存したことに該当するでしょうか。	該当します。
4	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「※国又は地方公共団体等とは、国・地方公共団体の他、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人とし、企業団、SPCは対象としません。」とあります。公益法人、社会福祉法人、社会福祉法人恩賜財団済生会、日本赤十字社、国家公務員共済組合、日本中央競馬会は対象になると考えてよろしいでしょうか。	対象となりません。
5	募集要項 評価要領	14～15 2～3	「募集要項. 4. (3). エ」及び「評価要領. 2. A. (B). 配置技術者の技術力の担当係数」に、「監理技術者」、「主任技術者」、「担当技術者」とありますが、「現場代理人」としての業務実績の場合は、1次審査での評価点算出のための担当係数の適用を含めて、どのように扱われますか。	監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有している現場代理人は、監理技術者の担当係数となります。なお、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していない現場代理人は、主任担当技術者の担当係数となります。
6	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「・・・の新築又は改築による建築物・・・」とあります。建物として新築又は改築した建築物を渡り廊下で接続させたことによる図面上(CORINS上)表現の「増築」は「新築又は改築」とみなしてよろしいでしょうか。	増築部分のみで要件を満たす場合は、増築部分を「新築又は改築」とみなします。

1次審査の参加資格や提出書類等に関する質疑・回答書

質疑番号	資料	資料ページ番号	質 疑	回 答
7	募集要項	11、	「Ⅱ. 1. ソ」に「次の項目を満たす管理技術者を本業務に配置できること。」とあり、管理技術者の従事期間は本業務委託期間である令和4年10月31日までと記載されています。この管理技術者の従事期間において、他の施工中の工事の専任技術者が本業務の管理技術者として従事できると判断してよろしいでしょうか。	本業務においては、業務遂行に支障がなければ、業務期間における他工事従事への制限はありません。
8	募集要項様式3	15	「Ⅲ. 4. (3). エ」で、「該当する業務実績については、関わった分担業務分野及び立場(監理技術者、主任担当技術者、又は担当技術者)を記入してください。」とありますが、様式3(管理技術者の経験及び資格)の記入に際しては、「工事における立場」の記入欄に監理技術者、主任担当技術者、又は担当技術者のいずれか並びに、現場代理人であればそれも併記すればよいと理解してよろしいでしょうか。	監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有している現場代理人は、管理技術者の経験及び資格(様式3)の「工事における立場」の記入欄で監理技術者を選択してください。なお、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していない現場代理人は、主任担当技術者を選択してください。
9	募集要項様式4	15	「Ⅲ. 4. (4)」で、「事業に対する取組方針として、①技術協力の取組方針、②コスト管理方針、③地元企業との連携方針について記載してください。・・・各方針の合計文字数は300字程度としてください。」とあります。ここで示されている300文字程度とは、「各方針各々を300文字程度としかつ各方針を合わせた全体を900文字程度とする」とするのか、「各方針を合わせた全体の文字数を300文字程度とするのか」どちらで理解すればよろしいでしょうか。	会津若松市庁舎整備事業に対する取組方針(様式4)は、各方針それぞれ300字程度としてください。3方針の合計で900字程度となります。
10	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「※国又は地方公共団体等とは、国・地方公共団体の他、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人とし、企業団、SPCは対象としません。」とあります。地方公営企業法の規定に基づき条例でその設置について定められた地方公共団体の病院事業も対象になると考えてよろしいでしょうか。	地方独立行政法人法に基づき、国・県等の認可を受けた地方独立行政法人(病院事業等)は対象となります。
11	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「※国又は地方公共団体等とは、国・地方公共団体の他、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人とし、企業団、SPCは対象としません。」とありますが、独立行政法人国立病院機構は対象になると考えてよろしいでしょうか。また、都市整備公社等の公社も対象になると考えてよろしいでしょうか。	独立行政法人国立病院機構は対象となりますが、都市整備公社は対象となりません。
12	募集要項 会津若松市庁舎整備建築工事に関する三者協定書(案)	11 【別紙】	「管理技術者」の具体的な職務及び、行動の拘束について明示するものが有りましたらお示しください。	業務委託契約書(案)に定める事項のほか、管理技術者、監督員及び書面主義の定めについては、会津若松市建築設計業務委託契約約款(著作権を発注者に譲渡)の第2条、第13条、第14条及び第15条を準用し、各種様式は工事に関する委託関係参考様式によります。(約款及び様式は市ホームページに掲載しています。)なお、行動の拘束については、No.7の回答のとおりです。

1次審査の参加資格や提出書類等に関する質疑・回答書

質疑番号	資料	資料ページ番号	質 疑	回 答
13	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「※国又は地方公共団体等とは、国・地方公共団体の他、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人とし、企業団、SPCは対象としません。」とありますが、日本郵便株式会社等の特殊法人は対象になると考えてよろしいでしょうか。	日本郵便株式会社は対象となりません。独立行政法人通則法等に基づき、設立された独立行政法人は対象となります。
14	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「国又は地方公共団体が発注した、・・・に該当する建築物(延床面積8,000㎡以上)の新築又は・・・」とあります。ここで示されている「延床面積8,000㎡以上」は、一つの工事請負契約で施工した複数の棟のそれぞれの延床面積合計した面積でも良いと判断してよろしいでしょうか。又は、1棟あたりの延床面積でしょうか。	一の建築物の範囲は、それぞれの床面積の合計が対象面積となります。それ以外の別棟は対象面積となりません。
15	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「国又は地方公共団体が発注した、・・・に該当する建築物(延床面積8,000㎡以上)の新築又は・・・」とあります。ここで示されている「延床面積8,000㎡以上」は、一つの工事請負契約で施工した複数の棟が渡り廊下で接続されている場合は、1つの棟とみなして延床面積を判断してよろしいでしょうか。	No.14の回答のとおりです。
16	募集要項	10、14	「Ⅱ. 1. ス」及び「Ⅲ. 4. (3). イ. (ア). (A)」に、「国又は地方公共団体が発注した、・・・に該当する建築物(延床面積8,000㎡以上)の新築又は改築による建築物の・・・」とあります。この条件に当てはまる建築物の工事請負契約が躯体工事と仕上工事に分けられた工事で、同一人物が躯体工事では担当技術者、仕上工事では監理技術者であった場合、又はその逆である場合は、その建物の監理技術者として認められると判断してよろしいでしょうか。	躯体工事と仕上工事、それぞれ監理技術者として担当していなければ、監理技術者の実績となりません。
17	評価要領	3	配置予定技術者(管理技術者)の実績点数について過去の実績での立場による担当係数がございしますが、過去の実績として現場代理人の実績係数はありますでしょうか。担当技術者の係数である0.3となりますでしょうか。	No.5の回答のとおりです。
18	募集要項	15	エ. 民間工事の実績の場合、関わった立場についての証明は自社証明で宜しいでしょうか。	施工体制台帳等を証明する書面として添付してください。
19	募集要項	8	1次審査通過者には貸与資料として基本設計図書(全体版)が貸与されるとありますが、構造図の詳細図面は貸与図面に入っておりますでしょうか。	含まれていません。

1次審査の参加資格や提出書類等に関する質疑・回答書

質疑番号	資料	資料ページ番号	質 疑	回 答
20	評価要領	3	現場代理人の担当係数について A.1次審査.(B) 配置予定技術者(管理技術者)の経験で、現場代理人として従事した者は、監理技術者と同等の評価(係数)をいただけるとの判断で宜しいでしょうか。	No.5の回答のとおりです。
21	募集要項	11	複数名の技術者申請について Ⅱ.1.(1).ノ 参加申請時に配置予定技術者(管理技術者)を複数名申請することは可能でしょうか。申請可能な場合、技術者実績・資格はどのような評価となりますか。	複数名申請することはできません。
22	募集要項	10・11・14	配置予定技術者(管理技術者)の条件と評価について 配置条件:P10・11 Ⅱ.1.(1)ストノ(イ) 「類型4又は類型12」 実績評価:P14.4.(3).イ.(ア).(A) 「類型4から類型12」 「又は」と「から」と記載がございますが、様式3に「又は」に該当する工事を1件と「から」に該当する工事を4件記載で宜しいでしょうか。	様式3(管理技術者の経験及び資格)には、募集要項Ⅲ.4.(3).イ.(ア)又は(イ)の業務実績を、合わせて5件以内記載してください。但し、うち少なくとも1件は同要項Ⅱ.1.(1).スの業務実績の記載が必要となります。
23	募集要項	11	管理技術者の配置について Ⅱ.1.(1).ノ 配置とは、実施設計技術協力・調査業務に対し専任及び常駐の限りではなく、場所を問わず業務に支障なく携わり、必要に応じて現場に従事するとの解釈で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
24	募集要項	P14 4.(3)イ	管理技術者の施工実績については、該当工事に全工期のうち、1/2以上従事していれば良いと考えてよろしいでしょうか。	原則として、該当工事の全工程における施工業務実績が必要となります。
25	募集要項	P15 4.(4)	様式4に関して「各方針の合計文字数は、300字程度」とありますが、①～③についてそれぞれ300字程度と考えてよろしいでしょうか。	No.9の回答のとおりです。
26	募集要項	P4-5-(2)-イ	1次審査(書類審査)の評価点数は、2次審査前に公表されるのでしょうか。	公表しません。
27	募集要項	P4-5-(2)-ウ-イ	JV構成員の他に「構成員協力企業」を最大1社参画させることができることになっていますが、JV構成員と同等の条件以外は、指定がないということによろしいでしょうか。	募集要項Ⅱ.2.(2).オに記載の要件のみとなります。
28	募集要項	P10-Ⅱ-1-(1)-セ	免震レトロフィットの施工実績について 免震レトロフィット工事のみの施工は該当せず、内装及び外装の保存又は復元工事が伴わないと施工実績に該当しないということによろしいでしょうか。	No.3の回答のとおりです。

1次審査の参加資格や提出書類等に関する質疑・回答書

質疑番号	資料	資料ページ番号	質 疑	回 答
29	募集要項	P11-II-1-(2)-ウ	市内建築企業について 建築一式工事790点以上の企業は確認できますが、7000万円以上の受注実績を有する企業は確認できません。1次審査後に企業名は公表されるのでしょうか。	公表しません。
30	募集要項	P15-III-4-(4)	事業に対する取組方針について 取組方針①～③の文字数の制限は、各方針毎に300字程度ということよろしいでしょうか。	No.9の回答のとおりです。
31	募集要項	P14 4.(3) イ(ア)(A)	管理技術者業務実績において地方自治体の公社、組合等は地方自治体に該当すると考えて宜しいですか。	該当しません。
32	募集要項	P14 4.(3) イ(ア)(B)	管理技術者業務実績において「内装及び外装の保存又は復元工事」とは内装及び外装の一部分の施工でも該当すると考えて宜しいですか。	No.3の回答のとおりです。
33	評価要領	P3 A.(B) ア	配置予定技術者(管理技術者)の同種・類似業務等の実績において過去の実績での立場のうち「主任担当技術者」の考え方を示してください。 建設業におけるコリンズ登録においては現場代理人、監理技術者(もしくは主任技術者)、担当技術者として登録しております。	工事主任等の立場で、工事現場の品質管理や安全管理、環境管理など、現場の全般的な管理業務を行う者となります。施工体制台帳等で確認します。
34	募集要項	P11 1.(1)ソ(イ)	「監理技術者として従事した経験」との記載がございますが、従事期間の制限は無いと考えて宜しいでしょうか。	工事期間(従事期間)の制限はありませんが、原則として該当工事の全工程における施工業務実績が必要となります。
35	募集要項	P11 1.(1)タ(イ)	「監理技術者又は主任担当技術者として従事した経験を有する者」との記載がございますが、現場代理人として従事した経験も参加資格要件、及び、評価の対象となりませんか。	現場代理人のみの経験では参加資格を満たしません。なお、実績評価における担当係数はNo.5の回答のとおりです。